

専門学校令 ➤ 専門学校(旧制)

専門教育

広義には、学問の特定の分野あるいは一定の職業に関して高度の知識・技能を深く学ばせる教育を言い、普通教育あるいは教養の育成を目指す一般教育と対をなす概念である。現行の学校制度のもとでは、①大学における学部・学科に固有の専門教育科目的教育、または、②高等学校における専門学科に固有の専門教育科目的教育などを言う。

❖沿革 西欧文化圏では、特定分野の職業能力形成には関係しない教育が、市民の人格を形成し教養を育てるとする自由教育思想が生まれ、強固な伝統となった。これに対し、中世以降になると、僧職、医師、法律家などを高度の専門職とみなし、これを養成するための大学の神学、医学、法学など特定分野の教育を専門教育とみなす慣行が形成された。しかし、このような意味での専門教育の伝統は、わが国では形成されなかった。

わが国では、近代に入り、東京大学、工部大学校、司法省法学校などで行われた外国人教師による特定分野の知識・技能についての高度の教育を専門教育とみなす慣行が徐々に形成され、1886（明治19）年の帝国大学成立以後は、大学の行う高度に分化した教育を専門教育とみなす慣行が確定した。したがってこの意味での専門教育は、法科、文科、理科、工科、医科、農科（1890年より）の各分科大学（のちの学部にあたる）の教育であった。この中で、当時の西欧の大学では学部の教育に位置づけられず、その意味では専門教育とは見なされなかった工学、農学などの技術学の教育を早くから大学の中に取り入れたことも、わが国の近代大学ひいては専門教育の一つの特色となつた。

他方、1903（明治36）年に専門学校令が制定され、中学校・高等女学校またはこれに準ずる学校的卒業を入学資格とする「高等ノ学術技芸ヲ教授スル学校ハ専門学校」とされ、同時に、入学資格の等しい高等商業学校、高等工業学校等も専門学校の一種である実業専門学校と総称されるようになった。多種多様な専攻学科を設けた専門学校は、いわば大学のそれよりも簡易な程度において

専門教育を施すことにより、中級の技術者を供給して日本資本主義の発展に貢献した。

なお、1920年代に入って文部省などが用いるようになつた「高等専門教育」という概念は、主に大学と専門学校の教育を指すが、ときには高等学校（旧制）の教育をも含むあいまいなものであつた。

❖大学の専門教育 旧学制下の大学および専門学校で施してきた専門教育は、高度に分化した学術・技艺を教授する方式としては有益とみなされてきたが、他方、そこで育成された人間には一般的な教養と人間性に欠けるうらみがあるという反省が生まれた。そこで、戦後、教育改革の一環として制定された学校教育法は、大学の目的を、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」と規定した（同法第52条）。これを受けて1992（平成4）年改正以前の大学設置基準は、大学で開設すべき授業科目を一般教育科目、外国語科目、保健体育科目および専門教育科目に区分し、卒業要件としての最低修得単位数124単位以上のうちには、一般教育科目36単位、外国語科目8単位、保健体育科目4単位、専門教育科目76単位を含めるべきことを定めていた（ただし医学部、歯学部は別）。大学教育が専門教育に重きを置いていることは当然であるけれども、同時に、一般教育、保健体育を含む一般教養の形成を重視してきたところに、戦後のわが国大学教育の特徴がある。

ところが、臨時教育審議会（1984-87）の答申、およびこれを受けて設置された大学審議会の答申（1991）を経て、1992年6月に全面改訂された大学設置基準は、大学の教育課程については、「当該大学、学部又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする」とし、「学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない」と一般的な原則を抽象的に述べるにとどまり、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目および専門教育科目といふ制度上の従来の科目区分を撤廃した。この大改正の趣旨は授業科目区分を含む教育課程の編成を各大学の自治にゆだねたことにあ

る、とされている。しかし現実には、早くも1992年には一般教育を実施するための組織として教養部を持っていた国立大学で、教養部の解体と教育課程の改革が始まられている。これに続いて公私立大学を含む多くの大学で改革の動きが始まっている。改革はおおむね専門教育強化の方向で進められていると見られる。専門教育の拡充は科学・技術の進歩・発展に対応するための措置と解されているけれども、同時に、豊かな教養のうえに専門教育を構築するという、戦後日本の大学教育がもっていた積極的側面が脆弱になることを危惧する声も少なくない。

なお大学の専門教育は、講義のほか、演習、理工系学部の実験・実習、および卒業論文（理工系にあっては卒業研究）指導を重視することを一つの特徴としている。

❖高等学校等の専門教育 高等学校は「高等普通教育及び専門教育を施すこと」を目的としており（学校教育法第41条），建て前としては課程のいかんを問わず、すべての学科において普通教育と専門教育とを合わせ課すべきものと解されている。現実の高校の設置形態には、その専攻により普通教育を主とする学科と専門教育を主とする学科とがあり、1991（平成3）年現在で75%の生徒が在籍する前者においては、専門教育に関する教科・科目を課していないことが多い。専門教育に関する学科の教育課程では、学校による差異は大きいけれども、総単位数のおおむね45%前後を専門教育科目に充てている。なお専門教育に関する学科の大部分は農業、工業、商業、水産、家庭、衛生看護に関する学科で占められているので、高校教育に関しては、「専門教育」が職業教育とほとんど同義で語られる場合が多い。

1961（昭和36）年の学校教育法一部改正により創設された高等専門学校は、「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること」を目的としている（第70条の2）。その授業科目は各学科に共通する一般科目および学科ごとの専門科目に2分されており（高等専門学校設置基準第16条），後者の教育は専門教育と総称される。

また1975（昭和50）年の学校教育法一部改正により創設された専修学校には、入学資格を中学校卒業とする高等課程、高等学校卒業を入学資格とする専門課程、入学資格を問わない一般課程とが

ある。専門課程においては、総授業時数のおおむね80%程度を当該学科の専門教育科目又はこれに関連する授業科目の授業に充てるべきもの（専修学校設置基準第9条）とするなど、専門教育を重視している。専修学校専門課程の在学者は、すでに短期大学のそれを上回っており、専門教育を行う教育機関として重要な位置を占めている。

以上に略述したように、現代日本の教育制度のもとでは、専門教育は、大学、高等学校、高等専門学校、専修学校などの教育の中で、それぞれの学校・学部・学科の目的を実現するために重要な位置を占めている。そのいずれの場合においても、演習や実験・実習を入れるなど、専門教育の在り方自体に工夫がこらされているだけでなく、一般的教養を育成するための普通教育あるいは一般教育との均衡をどうはかるかに苦心がはらわれている。

＜佐々木享＞

►専門教育科目、職業課程、高等教育、高等専門学校

専門教育科目

広義には大学の専門教育における教科目を含むが、狭義には、高等学校における「専門教育に関する各教科・科目」を意味する。

1989（平成元）年3月に改訂された高等学校学習指導要領は、各教科とそれに属する科目を大きく2つに区分し、国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語（ただし英語Ⅰなど7科目のみ）、家庭（ただし家庭一般、生活技術、生活一般の3科目のみ）の9教科とこれら教科に属する科目を「普通教育に関する各教科・科目」とし、外国語（具体的にはドイツ語、フランス語で、英語を除く）、家庭（前記3科目を除く）、農業、工業、商業、水産、看護、理数、体育、音楽、美術、英語（ただし前記7科目を除く）の13の教科とこれらに属する科目を「専門教育に関する各教科・科目」と呼んでいる。前者は普通教育科目、後者は専門教育科目と略称される。外国語、家庭の2教科に属する科目には、普通教育科目とされるものと専門教育科目とされるものとがあるわけである。

専門教育科目は、非常に数が多い。最も多い「工業」に属する科目を例にとると、学習指導要領が掲げる74科目のほか、必要に応じてこれ以外の科目を設けることができるとされているので、